

# 施設カルテ

【平成26年度】

① 施設の基本情報		施設番号	S01732	住所(所在地)	松阪市飯南町横野848番地						
		施設名称	飯南産業文化センター(飯南産業文化センター)								
		根拠条例	松阪市飯南産業文化センター条例(平成17年1月1日 条例第265号)	設置年度	平成5年度						
		担当部署	教育委員会事務局 文化課	財産区分	12 公共用財産						
		設置目的	地域産業及び文化並びに芸術の振興を図るため施設を設置する。 上記目的達成に必要と認める事業を行うほか、その他各種催しのため、一般の利用に供するものとする。								
② 建物の概要	設置形態	複合		用途地域等	区域外		駐車場(収容台数)	116台			
	土地	敷地面積	8228.00 m <sup>2</sup>	所有者	市		借地期間・借地料	—			
	主たる建物	建物名称	飯南産業文化センター			構造・階数	鉄骨鉄筋コンクリート・地上3階・地下0階				
		用途	市民ホール		建築年月日	平成5年9月29日		建物取得費	670,000千円		
		延床面積	1543.97 m <sup>2</sup>		所有者	市		耐震基準	新耐震基準		
		耐震診断(実施年月)	不要			耐震補強(実施年月)	不要				
	万歴大 円・規 模 計 画 改 修 等 の 履 行	実施年度	対象建物		改修内容			費用(税込)			
		平成26年度	飯南産業文化センター		舞台音響設備改修			2,735,640円			
		平成27年度	飯南産業文化センター		舞台音響設備改修			13,932,000円			
		平成28年度	飯南産業文化センター		舞台音響設備改修			2,713,000円			
平成29年度		飯南産業文化センター		建物(バルコニー部分)防水工事			2,000,000円				
	リスク・高機能化対応度										
	管理・運営上の問題点		・開館から21年目となり施設設備の老朽化により利用に支障をきたしており、市民サービスへの影響が懸念されている。また、今後の施設改修・修繕に多額の費用がかかる。								
	廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項										
③ 管理・運営の概要および経費	利用時間	Am9:00～Pm5:00 Pm6:00～Pm10:00		休館日	月曜日(祝日の場合はその翌日)、 12月29日～翌年1月3日		運営形態	直営			
	委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日			至	年 月 日				
	管理者・運営者名	松阪市		業務内容	青少年、文化財、人権、公民館講座、図書、文化センター管理、自主事業、学校教育、学校給食スポーツ						
	正規職員	0.30人	労務員	人	再任用職員	人	非常勤職員	0.50人	合計	0.80人	
	施設の維持管理に係る経費				施設の運営・事業に係る経費						
	維持管理経費				10,581,361		運営・事業等経費				0
	光熱水費				3,938,181		指定管理委託料				
	保守点検委託料				3,916,620		その他の経費				
	賃借料				216,079		②小計				0
	修繕費				579,512		財 源	補助金等収入			
その他の経費				1,930,969		使用料等収入				341,567	
人件費				3,361,900		その他収入				142,800	
職員等				2,171,400							
非常勤職員				1,190,500							
①小計				13,943,261		③年間収入合計				484,367	
④合計(①+②)-③				13,458,894円		市民一人あたりのコスト				80.11円	
④ 施設の状況	利用内容		単位	実績数(過去3カ年)			H26実績(詳細)				
				H24	H25	H26	使用可能数	稼働率(%)			
	開館日数		日	306	306	308	3,696	24.51			
	年間利用者数		人	18,738	31,900	31,429	※稼働率は、全部屋の平均です。				
	貸館回数(会議、講座など)		回	981	985	906					
	類似機能を有する公共施設		隣にある公共施設								
特記事項	・地域の産業や文化芸術の振興、および市民の創作活動・地域活動の拠点という役割を担っている現状、また、地域に唯一の施設でもあり、幅広く利用されていることから、市民サービスを低下させないためにも計画的に改修・修繕を行いながら管理・運営していくことが必要である。 ・平成27年11月に、今後の文化施設のあり方について議論する場が設けられており、その方向性によっては、今後の管理・運営について協議を必要とする場合がある。 ・避難所指定の有無・・・無し										